住所　山梨県中央市山之神1022番地４
　レウィリン・デラ・ヴィクトリア・スズキ　昭和54年８月19日生
住所　東京都大田区大森東２丁目16番１―1203号
　耿金洋　平成元年４月17日生
住所　大阪府吹田市江坂町１丁目12番12―806号
　ベス・アン・スズキ　昭和53年12月５日生
住所　東京都港区南青山７丁目３番２―302号
　鄭美花　昭和48年２月20日生
住所　大阪市中央区南久宝寺町２丁目３番２―702号
　王玉超　昭和52年10月20日生
住所　大阪府八尾市泉町２丁目14番地３
　金正和　昭和54年４月24日生
住所　大阪府東大阪市日下町３丁目４番10号
　章武志　昭和47年２月12日生
住所　大阪市浪速区大国２丁目５番３号
　林文　昭和57年10月１日生
　兪玉鳳　昭和62年４月４日生
　林脩鈴　平成24年５月17日生
　林悠　平成29年２月９日生
住所　大阪市生野区田島６丁目16番16号
　池桂大　平成５年３月14日生
　池佳代　平成６年６月18日生
　池茉由　平成８年４月15日生
住所　埼玉県越谷市蒲生本町13番５号
　シャーミン・レイエス・イシダ　平成６年５月７日生
　シャーリン・レイエス・イシダ　平成６年５月７日生
　キンストン・エドワード・レイエス・イシダ　平成11年５月18日生
住所　さいたま市南区別所１丁目13番３号
　朴善伊　昭和51年９月29日生
　金大誠　平成24年１月19日生
住所　大阪市浪速区幸町３丁目４番10―1111号
　リッキー・ユキオ・カルバリオ・シマダ　平成３年５月28日生
住所　横浜市神奈川区栄町１番地19
　徐可人　平成３年１月18日生
住所　神奈川県平塚市御殿１丁目２番43―４号
　エリカ・ウラタ　昭和63年９月15日生
住所　静岡県富士市津田12番地１
　王詩卉　平成６年５月30日生
住所　神戸市北区有野中町４丁目17番19―301号
　韓聡　昭和50年３月31日生
住所　神戸市中央区東雲通１丁目３番７号
　那達　昭和54年９月５日生
住所　神戸市東灘区田中町３丁目４番14号
　崔陽愛　昭和48年３月２日生
住所　兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番３―604号
　翁梅芳　昭和63年12月２日生
住所　兵庫県西宮市甲子園五番町16番10―201号
　金優治　昭和55年６月５日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字平部46番地１
　裵允浩　昭和62年６月17日生
住所　千葉県市川市欠真間２丁目20番17―302号
　マユル・ババラン・タキモト　昭和59年４月７日生
住所　滋賀県東近江市蒲生堂町328番地36
　ラム・モン・ペン　昭和42年11月24日生
住所　大阪府八尾市東山本町８丁目６番23号
　文律子　昭和57年９月18日生
住所　大阪市東淀川区大隅２丁目６番20号
　金基美　昭和６年12月30日生
　成純子　昭和27年５月31日生
住所　大阪府八尾市神宮寺５丁目168番地
　金拘逸　昭和33年２月28日生
　朴智子　昭和38年６月26日生
　金公嗣　昭和61年８月９日生
住所　大阪市西淀川区御幣島２丁目11番12―417号
　姜尚子　昭和55年７月６日生
　姜聖菜　平成12年９月４日生
　姜駿介　平成14年８月２日生
住所　さいたま市西区大字指扇領別所232番地３
　陶冶　昭和61年11月29日生
住所　埼玉県春日部市栄町２丁目173番地
　康浩　昭和56年11月16日生
住所　兵庫県三田市狭間が丘５丁目４番地
　李昌二　昭和40年３月21日生
住所　兵庫県三田市相生町18番37号
　金準太　昭和44年11月24日生
住所　兵庫県姫路市材木町15番地３
　金カツエ　昭和17年11月７日生
住所　名古屋市港区惟信町５丁目50番地
　李健一　昭和48年８月19日生
住所　川崎市川崎区榎町11番５―604号
　クリスティン・デラ・ロサ・アベ　昭和52年５月25日生
住所　相模原市中央区相模原６丁目７番14号
　ヒョマーラ・メルセデス・ロンカル・グティエレス・デ・ヤマモト　平成２年１月６日生
住所　千葉県旭市イの1769番地１
　朱智弘　昭和57年９月28日生
住所　神奈川県藤沢市円行２丁目21番地10
　張滝大　平成３年７月15日生
住所　神奈川県厚木市下荻野1315番地30
　ケソン・ビラブット　昭和41年５月10日生
　ケソン・カツタ　平成８年６月６日生
　ケソン・サユリ　平成12年３月21日生

○外務省告示第六号

国際連合安全保障理事会の決定等に基づき凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件（平成二十八年外務省告示第九十九号。なお、平成二十九年外務省告示第二十二号及び同年外務省告示第三百五十九号により改正が行われている。）に関し、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十八年四月一日閣議決定）等により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の七に従い、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が平成二十九年十二月二十八日に行った指定に基づき、平成二十八年外務省告示第九十九号を次のように改正する。

平成三十年一月十八日　外務大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（別表） １．～31.　［略］ 32.　9191773 33.　9114555 34.　9020534 35.　7389704	（別表） １．～31.　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○農林水産省告示第八十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年一月十八日　農林水産大臣　齋藤　健

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	Fidmakalu	Dummen Group B.V. Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands	第32347号 平成29年８月８日
〃	Ronatec	Floritec Breeding B.V. van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands	第32379号 平成29年８月22日